

令和7年度 優良繁殖牝馬導入促進事業の補助率及び補助上限一覧表

取引市場	区分け	特認	収入保険	補助率	補助上限	入替加算(100万円を 上限に加算)後の補助上限 ※入替加算は令和9年までの時限措置
国内	供用馬	一般	未加入者	1/4以内	300万円	400万円
			加入者		400万円	500万円
		担い手・面積 特認	未加入者	1/2以内	500万円	加算なし
			加入者		600万円	
	未供用馬	一般	未加入者	1/3以内	400万円	500万円
			加入者		500万円	600万円
		担い手・面積 特認	未加入者	1/2以内	500万円	加算なし
			加入者		600万円	
海外	供用馬・未供用の 区別なし	一般	未加入者	1/4以内	300万円	400万円
			加入者		400万円	500万円
		担い手・面積 特認	未加入者	1/2以内	500万円	加算なし
			加入者		600万円	

【繁殖牝馬入替加算に関するルール】

【入替加算の条件(下記①～④を全て満たす場合)】

①令和7年の7月～12月の期間内に、繁殖牝馬1頭を繁殖以外へ用途変更すること

②用途変更する馬の繁殖登録証明書(原本提出・コピーは不可)と異動報告書(写し)をJBBAに提出すること(譲渡しても種付けはできなくなります。)

③入れ替えて用途変更した馬の令和5年度～7年度のうち2カ年分の交配を証明できる書類を提出すること(JAIRSホームページ参照)

④牧場の自己所有繁殖牝馬頭数を、導入日から令和8年12月末まで増やさないこと

【算定方法】『購入価格(税抜き)×補助率』と『当該補助上限』のうち低い方を基本補助額とし、入替えすれば基本補助額に100万円を加算する。ただし、基本補助額が100万円未満の場合には、加算補助額は基本補助額と同額とする。

例: 上記表最上段の「国内・供用(補助率1/4)」・保険未加入・入替加算ありの場合、税抜き購入価格が、

①3000万円の馬は、基本補助額300万円となり、100万円加算で計400万円補助

②1000万円の馬は、基本補助額250万円となり、100万円加算で計350万円補助

③360万の馬は、基本補助額90万円となり、90万円加算で計180万円補助

④60万円の馬は、基本補助額15万円となり、15万円加算で計30万円補助